

令和 2 年 7 月 14 日現在

機関番号：32694

研究種目：挑戦的研究（萌芽）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K18593

研究課題名（和文）グローバル社会福祉体制における新国際再生産分業の社会的分析

研究課題名（英文）A Sociological Analysis of the New International Reproductive Division of Labor in the Globalization of Social Welfare System

研究代表者

定松 文（Sadamatsu, Aya）

恵泉女学園大学・人間社会学部・教授

研究者番号：40282892

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,800,000 円

研究成果の概要（和文）：国家を超えた家事・介護労働者の存在が、受入れ国と送出国の双方の生産労働および次世代労働力の再生産を可能にしていることの一端は確認された。しかしその高い経済的貢献と社会の維持機能にも関わらず、個人契約の家事労働者が労働基準法の適用除外のまま、危機の状況には弱い不安定な就労状況であることも確かである。現在、国内で家事・介護労働者が不足し、国内での福祉体制が維持できないのであれば、法整備を進め、移住家事・介護労働者が安全に働く環境整備を整え、彼女・彼らの再生産活動が可能な包括的な制度設計に向けた包括的な調査が必要であることが確認された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、日本における移住家事・介護労働者のカテゴリーと入国経路を明らかにし、日本の家事・介護分野において移住家事・介護労働者に依拠している現状を把握したうえで、彼女・彼らが送金等によって出身国の家族の再生産を可能にしていることを明らかにしようとした研究である。これは従来社会福祉は財政上国内で完結される制度が、現在はグローバルな移住者の存在を前提としたシステムになっていることを示している。

研究成果の概要（英文）：This study shows that the presence of domestic and care workers across nations is a key factor in the production labor of both receiving and sending countries. However, despite their high economic contribution and social maintenance function, the Labor Standards Act does not apply to them. It is also evident that they are in precarious work situations that are vulnerable to crisis situations. If there is currently a shortage of domestic and care workers in the country and the welfare system in the country cannot be sustained, then migration Domestic and care workers should be provided with a safe working environment, where they can reproduce their reproductive activities. It was confirmed that a comprehensive study was needed to design a comprehensive system.

研究分野：社会学

キーワード：再生産領域 国際移民 家事・介護労働者 移住女性 ジェンダー論

様式 C-19、F-19-1、Z-19（共通）

1. 研究開始当初の背景

現在、移民は2億人以上存在し、国際労働機関 ILO によれば家事労働者やケアに従事する人々が5260万人存在すると推計されている。研究申請の2016年時において、日本では2008年に経済連携協定(EPA)によるインドネシアから看護師・介護福祉士候補生の受入れ、2017年には留学生の介護職就職、技能実習生による介護現場への就労のための在留資格設置等、本格的に介護分野での外国人への依存が高まってきていた。また、2017年より日本経済戦略特区での「外国人家事支援人材」によって家事分門への本格的な外国人労働者の受入れも始まろうとしていた。

こうした再生産分野における移住労働者への依存は、それまでの男性片働き社会から、世帯内の複数の成員が就労して家計を維持する社会構造へと変化した先進国社会において、外食・中食を含めた家事・介護労働の外部化によっても加速しており、既存の社会福祉体制を、従来「無償」であった家事・介護労働の代替として、できるだけ低賃金の労働者で維持しようとする国際再生産分業が、日本においても本格的に始まりつつあると考えられた。

なお、ここで使用する「再生産労働(reproductive work)」とは「社会構造を維持し強化する労働」であり、「大方の家事労働、子供、高齢者、病人のケア、地域のボランティア労働、生存維持のための自給用生産を含む」(1999年国連経済社会局による「女性2000——21世紀のジェンダー平等、開発、平和のための基本文書」における定義)を広義で想定しているが、今回の研究においては特に有償の家事・介護労働に絞っている。また、「新国際再生産分業」と呼ぶのは、植民地時代やイギリス大英帝国に見られた定住型一世帯奉公の雇用ではなく、期限付き・交換可能な商品化された家事・介護労働という意味を付与しているためである。

2. 研究の目的

再生産分野における移住労働者への依存による社会福祉体制維持を、グローバル社会福祉従事者供給体制における新国際再生産分業とみなし、以下の2点を重点的に分析しようと試みた。すなわち、1) 移住家事・介護労働者の出身国およびその世帯への影響を所得移転という経済的影響の視点から調査し、2) 受入れ国の社会福祉の破たんを防ぐ移住家事・介護労働者が出身国の世帯維持の担い手となりトランスナショナルな再生産労働者として存在していることを新国際再生産分業の局面として考察することである。国家を超えた家事・介護労働者の存在が、受入れ国と送出し国の双方の生産労働と次世代労働力の再生産を可能にしているが、その高い経済的貢献と社会の維持機能にも関わらず、当事者の労働者性の保障と人権尊重の法整備が進んでいないことを問題として提起する。

これらにより、⑦国家を超えた家事・介護労働者の存在が、受入れ国と送出し国の双方の生産労働および次世代労働力の再生産を可能にしていること、④しかしその高い経済的貢献と社会の維持機能にも関わらず、家事・介護労働者当事者の労働者性の保障と人権尊重の法整備が進んでいないこと、⑧移住家事・介護労働者を内包したグローバルな収奪構造を組み入れた社会福祉体制における新国際再生産分業の様相が明らかになると考える。

3. 研究の方法

全体像の把握として、(A)日本における移住家事・介護労働者受入れの在留資格別特徴、および移住家事・介護労働者数。(B)世界銀行等のデータによる二か国間送金額によるマクロレベルの所得移転について把握する。マイクロデータとしてa)社会福祉法人(公的財源)・企業(民間資本と公的財源)と個人によって支払われる移住家事・介護労働者の賃金の把握。b)移住家事・介護労働者の所得と送金額のマイクロレベル所得移転分析。そして、今回、複数の在留資格は同時並行的に施行されたことから、メゾレベルの権力作用分析として送出し機関と受入れ先の特徴の分析を組み入れた。

要素のデータが収集された後に、受入国(日本)の全ての家事・介護労働者の賃金(厚生労働省等の集計値)におけるX「移住家事・介護労働者の賃金」割合が高く、送出国における送金額のGNI比および世帯収入の依存度が高いほど、新国際再生産分業を内包したY「グローバル社会福祉体制」になっていると仮定する。ただし、X「移住家事・介護労働者の賃金」の程度によるため、調査対象者の勤める先の平均的家事・介護労働者の賃金より不当に低い場合には、収奪があるケースと想定し、21世紀型「コロニアルな」「グローバルな収奪構造を組み入れた社会福祉体制」とみなすことができると推定した。

フィリピン・マニラ市及びその近郊において、送出し機関、当事者、支援団体からの聞き取り調査を2017-19年の8月下旬から9月上旬の1週間行い、全体像の把握と関係構築に努め、2020年3月末から5月にかけて、インターネット上での日本在住家事・介護労働者への調査を行った。

4. 研究成果

(1)世界銀行の発表によれば、2019年の世界における送金額は5510億ドルで2018年より4.7%上昇している。送金の受取り国としてフィリピンは、インド、中国、メキシコに次いで4位の351億ドルを受取っており、GDPにおける比率も約10%であることから、海外就労者に依存している経済状況であることがわかる。フィリピンへの送金元の国としては、アメリカ合衆国が約114億2583万ドルと他との差を大きく引き離れた1位であり、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、カナダ、マレーシア、オーストラリアに次いで日本(約12億8354万ドル)となってお

り、フィリピンにとって日本は「稼げる国」と位置づけられていることがわかる。

(2) 日本の移住女性家事・介護労働者の特徴

2017年以降、介護分野での外国人労働者受入れの多角化により、4つの在留資格が並立している状態である。介護に必要な知識、技能、日本語能力も、介護の専門職の分野の視点からの規定というより、介護現場の労働者不足等に応じた制度となっている(表1)。そして、賃金や支援制度の視点から比較した場合、多様な人権侵害等があるものの、「EPA介護福祉士(候補者)」が恵まれている。在留資格「介護」は養成校の奨学金と介護施設就労が連動していることが多く、就労先の選択権・移動ができないこともある。特定技能1号は職場の移動の自由は制度上保障されているが、実質的にはまだケースはなく、技能実習の場合は職場の移動の自由はなく、賃金は最も低いと考えられている。

表1 介護分野における在留資格と特徴

	EPA 介護福祉士候補者	在留資格「介護」	技能実習「介護」	特定技能1号
制度の主旨	二国間の経済連携の強化	専門的・技術的分野の外国人の受入れ	本国への技能移転	人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ
開始時期	2008年	2017年9月1日～	2017年11月1日～	2019年～
在留許可	特定活動	介護	技能実習1号、2号、3号	特定技能1号
就労期間	4年間。介護福祉士取得者は永続的(在留期間更新の回数制限なし)	介護福祉士取得者は永続的(在留期間更新の回数制限なし)	3号の滞在資格になった場合、最長5年	1年、6か月または4か月ごとの更新、通常で上限5年まで(その後に在留資格「介護」に変更するかは未定)
応募要件	看護学校卒業など	養成施設で介護福祉士資格取得者(留学の滞在許可、養成校で就学の後、介護福祉士資格取得し滞在資格を切り替える)	入国時に基本的な日本語を理解 2年目は日常的に使う日本語をある程度理解	一定の日本語能力 介護の技能
日本語	フィリピン人・インドネシア人:N5以上(訪日前6ヶ月研修) ベトナム人:N3以上(訪日前12ヶ月研修)	N2以上が想定されている	日本語能力試験 N4以上	日本語能力判定テスト(仮)等および介護日本語評価試験(仮)(技能実習2号を修了した者は試験等免除)
技能水準	看護学校等の修了	養成学校修了と実務経験	団体監理型技能実習の場合は、従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有する、または技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること。	介護技能評価試験(仮)で確認(技能実習2号を修了した者は試験等免除)
訪日後研修・実習	フィリピン人・インドネシア人:研修6ヶ月 ベトナム人:研修2.5か月	制度としてはない	研修2ヶ月、実習6ヶ月	

介護報酬上の配置基準算定	フィリピン人・インドネシア人：研修 12 か月後 ベトナム人：研修 8.5 か月	就労と同時	8 ヶ月後	就労と同時
就労場所・業務	施設内の介護業務、および施設が運営する訪問介護サービスの業務	制限なし、法人内での配置転換も可能	・「介護」の業務がすでに行われている事業所 ・訪問系サービスは対象外、夜勤は 2 年目から。 ・必須業務：身体介護（入浴、食事、排泄等の介助等） 関連業務：身体介護以外の支援（掃除、洗濯、調理等）、間接業務（記録、申し送り等） 周辺業務：その他（お知らせ等の掲示物の管理等）	・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） ・訪問系サービスは対象外
家族帯同	可能	可能	不可	不可
雇用契約	JICWELS の斡旋による受入機関との雇用契約	受入機関との直接雇用契約	受入研修機関との雇用契約	受入機関との直接雇用契約
送出し国	インドネシア フィリピン ベトナム	制限なし	ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、タイ、カンボジア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、スリランカ、ネパール、マレーシア、バングラデシュ、インド、ペルー、メキシコ、ウズベキスタン、ブータン、サウジアラビア、キルギス	ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、タイ、カンボジア、ミャンマー、他 1 か国を優先的に受け入れる

出典）厚生労働省社会保障審議会介護給付費部会第 169 回資料 2「新たな在留資格「特定技能」について」（2019 年 3 月 6 日）、厚生労働省第 12 回外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会「EPA 介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加するに当たっての必要な措置について」（2016 年 9 月 6 日）当より筆者作成。定松(2019)より一部抜粋。

また、このほかに「日本人の配偶者等」「定住者」「永住者」の在留資格で家事・介護労働に従事している移住女性も多いが、その数は把握することが困難である。また、外国の高官等や収入 1000 万円以上の「高度専門職」在留資格者を雇用主とする特定活動「家事使用人」の家事労働者もいる。彼女・彼らは主たる雇用主が先に挙げた 2 つのカテゴリーの外国人であれば、日本人を含む他の家庭においても家事労働をすることが認められている。特定活動「家事使用人」は 1000 人程度で少なく、ロコミの雇用が多いこともあって、大多数がフィリピン人である。

そして、2017 年 4 月から始まった国家戦略特区の「家事支援人材」受入れは、フィリピン人、女性と限定された募集で、神奈川県、東京都、大阪府、愛知県、兵庫県、東京圏として千葉市で展開しており、2021 年までに総計 2500 人受入れるといわれていたが、2019 年 9 月 1 日現在で受入れ人数は 1035 人、退職者は 59 人（2019 年人身売買禁止ネットワーク（JNATIP）の関係省庁協議での省庁側回答）となっており、1000 人に満たない。

このように、日本に在住するフィリピン人家事・介護労働者の在留資格は多岐にわたり、正確な人数を把握することは不可能であるが、特区の家事労働者、家事使用人、EPA 介護福祉士（候補者）、技能実習生、身分による在留資格の家事・介護労働者数から考えると、約 27 万 7 千人在日フィリピン人のうち少なくとも 2000 人前後いるのではないかと推測される。

また、2017 年から 19 年のフィリピンでの調査において明らかになったのは、香港やシンガポール、カナダ・アメリカなどへ家事・介護労働者として働きに行くための送出し機関と、日本へ

の送出し機関は異なること、さらに日本への送出し機関も在留資格ごとに異なる場合もあり、彼女・彼らの渡航前の研修・契約状況、来日経路、日本での生活は同じフィリピン出身者として社会関係があるとは言えず、個々の事例を丁寧に聞き取っていく必要がある。

(3) 日本在住フィリピン人家事・介護労働者の所得移転

2017年—19年の現地調査、および2020年4-5月のアンケート調査の結果から、日本在住フィリピン人家事・介護労働者の日本での就労目的はフィリピン在住の家族の生活費等であり、日本の家庭の再生産に大きく寄与しながら、出身国の家族の再生産を担っているとわかった。

ここでは、簡潔に調査結果の概要を提示しておきたい。調査に答えていただいた回答者は、EPA介護福祉士（候補者）3人、永住者2人、特区の家事労働者2人の計7人である。COVID-19禍における調査であり、回答者数は伸びなかったが、厳しい状況下で貴重な回答をいただいた。7人とも労働・雇用契約を結んだ就労をしており、フルタイムで働いている場合週30-48時間の就労だった。現在の仕事を選んだ理由として、「賃金がよい」、「勤務時間の都合がよい」、「慣れている仕事内容」、「日本の生活のお金が必要」、「出身国へ送るお金が必要」には全員が「当てはまる」「よくあてはまる」と回答している。月の平均賃金は15万5千円弱で、特区の家事労働者が最も高い賃金を得ていた。フィリピンの家族へは月平均44000円送金し、その目的は生活費、親族の治療費・入院費、不動産取得や将来のための貯蓄という順であった。現在、COVID-19禍の影響で十分に働けず、収入がなくなってしまった人や働かなくてはならないが就労先からマスクが支給されないなど、再生産領域の不可欠な労働であるにもかかわらず、不安定な労働環境であることがうかがえた。

今回の調査では、「答えられる人」に限定したため、本当に困難な状況の人にまで聞き取りができなかったことで、収奪構造の有無までは明確にできなかった。しかし、一部今は仕事がないと回答した人もおり、COVID-19禍での不安定な契約で就労する家事・介護労働者への調査の継続は必須であると考ええる。また、国家を超えた家事・介護労働者の存在が、受入れ国と送出し国の双方の生産労働および次世代労働力の再生産を可能にしていることの一部は確認された。しかしその高い経済的貢献と社会の維持機能にも関わらず、個人契約の家事労働者が労働基準法の適用除外のまま、危機の状況には弱い不安定な就労状況であることも確かである。現在、国内で家事・介護労働者が不足し、国内での福祉体制が維持できないのであれば、法整備を進め、移住家事・介護労働者が安全に働く環境整備を整え、彼女・彼らの再生産活動が可能な包括的な制度設計をすべきではないかと考える。

参考資料

定松文 2019 「「人手不足」と外国人労働者：介護準市場の労働問題と移住労働者」法政大学大原社会問題研究所，大原社会問題研究所雑誌,729,29-44

DOI info:doi/10.15002/00022346

[https://hosei.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=22369&item_no=1&page_id=13&block_id=83]

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 定松文	4. 巻 3
2. 論文標題 国家戦略特区と「外国人家事支援人材」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 経済社会とジェンダー	6. 最初と最後の頁 59-74
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 定松文	4. 巻 266
2. 論文標題 家事・介護労働市場における「外国人女性労働者」需要と日本社会の在り方	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 生活経済政策	6. 最初と最後の頁 14-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 定松文	4. 巻 47-5
2. 論文標題 <女性> <移住者> に有償家事労働を担わせるとき 再生産領域の国際分業としての国家戦略特区の家事労働者	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 現代思想	6. 最初と最後の頁 92-100
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 定松文	4. 巻 68-4
2. 論文標題 新しい権力エリートの創り出す再生産領域の国際分業	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 社会学評論	6. 最初と最後の頁 514-530
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 定松文
2. 発表標題 Migrant Domestic and Care Workers in Japan: Workers' Rights and Contradictions
3. 学会等名 XIX World Congress of Sociology, International Sociological Association (国際学会)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 津崎克彦	4. 発行年 2018年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 304
3. 書名 産業構造の変化と外国人労働者--労働現場の実態と歴史的視点	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----